

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年6月10日
【計算期間】	第4期（自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日）
【ファンド名】	アクサ・ローゼンバーグ欧州株式ファンド
【発行者名】	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 幹文
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【事務連絡者氏名】	小河原 康男
【連絡場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【電話番号】	03-5447-3150
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、「アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザーファンド〈適格機関投資家私募〉」（以下、「親投資信託」といいます。また、当ファンド及び親投資信託を総称して以下「アクサ・ローゼンバーグ欧州株式ファンド」ということがあります。）の受益証券へ投資することにより、欧州地域の企業の発行する株式等（普通株式、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、優先株式およびワラントを含みます。）に親投資信託を通して投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）^{*}をベンチマークとして、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

^{*}MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州の先進国で構成するモルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナルが算出する指数です。円換算ベースは、米ドル建てインデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。知的財産の所有権はMSCI社が保有しています。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式 に属しています。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外／株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。以下は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算年度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式・一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし
--	--	---	-------------------------------	---------------------

「その他資産（投資信託証券(株式・一般)）」とは、目論見書または投資信託約款において主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産である投資信託証券や親投資信託（マザーファンド）等に投資する旨の記載があるものをいい、「投資信託証券（株式・一般）」とは、組入れている投資信託証券の実質的投資対象資産が株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「欧州」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンドとは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

③ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。但し、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を増額することができます。

④ ファンドの特色

- 1) 欧州株式を投資対象とし、ベンチマークを中長期的に上回るパフォーマンスの獲得を目指します。原則として為替ヘッジは行ないません。ベンチマークはMSCIヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）※¹とし、投資対象国はベンチマークを

構成する以下のヨーロッパ地域の16カ国^{※2}とします。

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、 ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、 スペイン、スウェーデン、スイス、英国
--

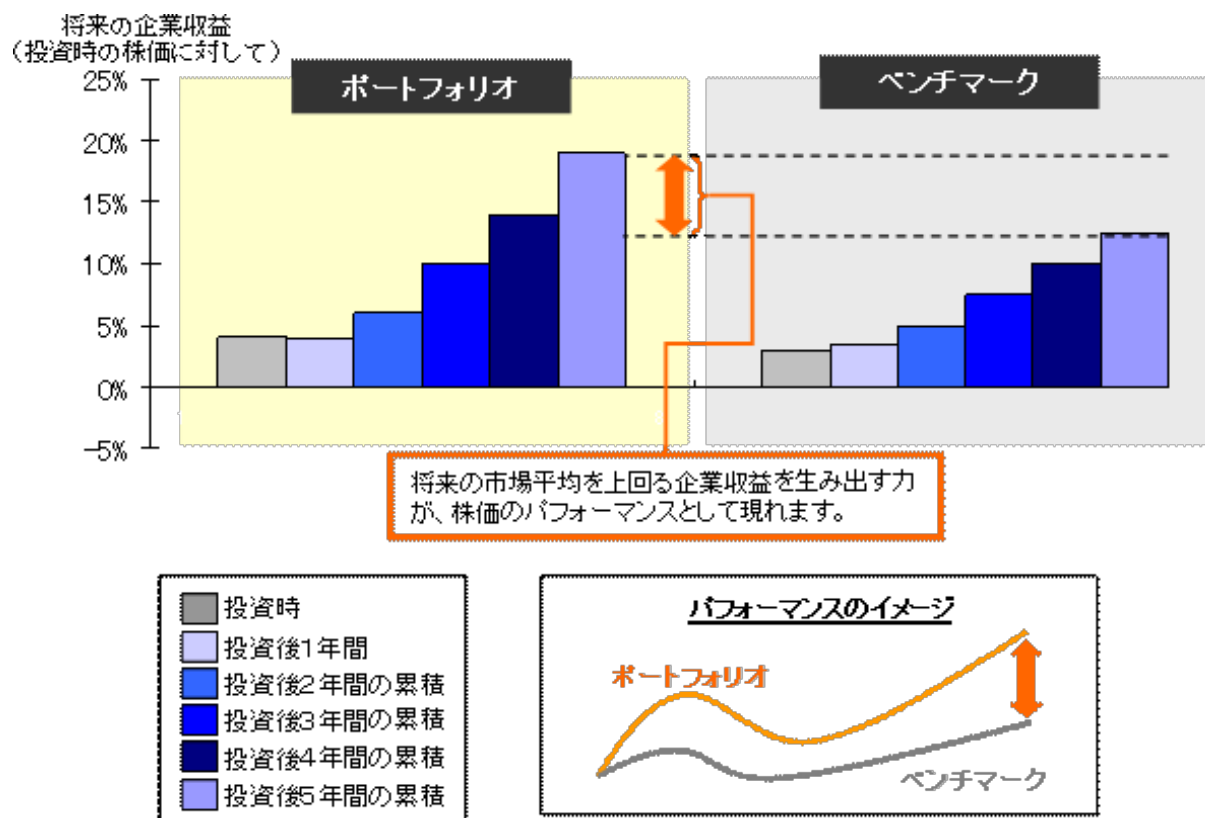
※¹MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州の先進国で構成するモルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナルが算出する指数です。円換算ベースは、米ドル建てインデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。知的財産の所有権はMSCI社が保有しています。

※²投資対象国は、今後変更となる場合があります。

2) 企業の収益をあげる力に着目し、より大きな企業収益を上げる力を持つ割安銘柄に投資を行ないます。

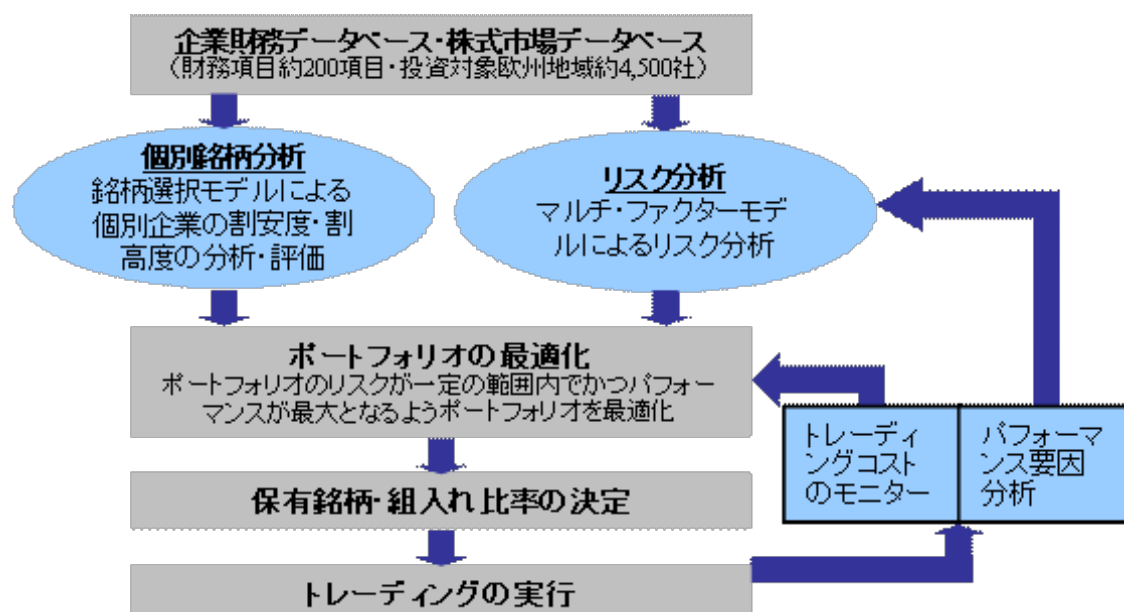
株価は、中長期的に見れば、その企業が将来どれくらいの企業収益をあげる力を持っているかというファンダメンタルによって決まります。アクサ・ローゼンバーグは、全世界約23,000社、そのうち欧州地域約4,500社（2011年4月末現在）すべての個別企業について、200項目にものぼる詳細な財務データや、その他のファンダメンタルデータ、市場参加者のオピニオンデータをもとに、銘柄ひとつひとつについてファンダメンタルに比べ株価が割安か割高かの判断を行なっています。

投資時の株価に対する将来の企業収益とパフォーマンスのイメージ



3) コンピュータ・テクノロジーを駆使した定量モデル^(※)により、株式のシステムティック運用を行ないます。

投資銘柄のファンダメンタル分析からポートフォリオ構築、リスク管理まで全ての運用を、独自開発のシステムティックなプロセスにより行い、常に一貫した運用プロセスにより、幅広い投資対象を分析し、運用を行ないます。

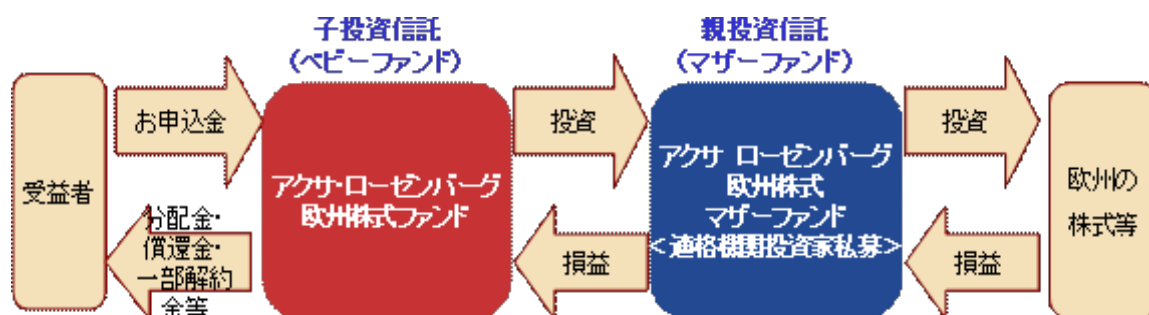


※定量モデル：数値化できるさまざまなデータを収集してデータベースを構築し、それらのデータをコンピュータを使って統計的に分析することで、客観的な判断基準を導き出す方法。

4) ファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式の仕組み>

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは受益者が投資した資金をまとめて子投資信託とし、その資金の全部または一部を同一の運用方針を有する親投資信託に投資して実質的な運用を行う仕組みです。但し、子投資信託から有価証券等に直接投資する場合があります。

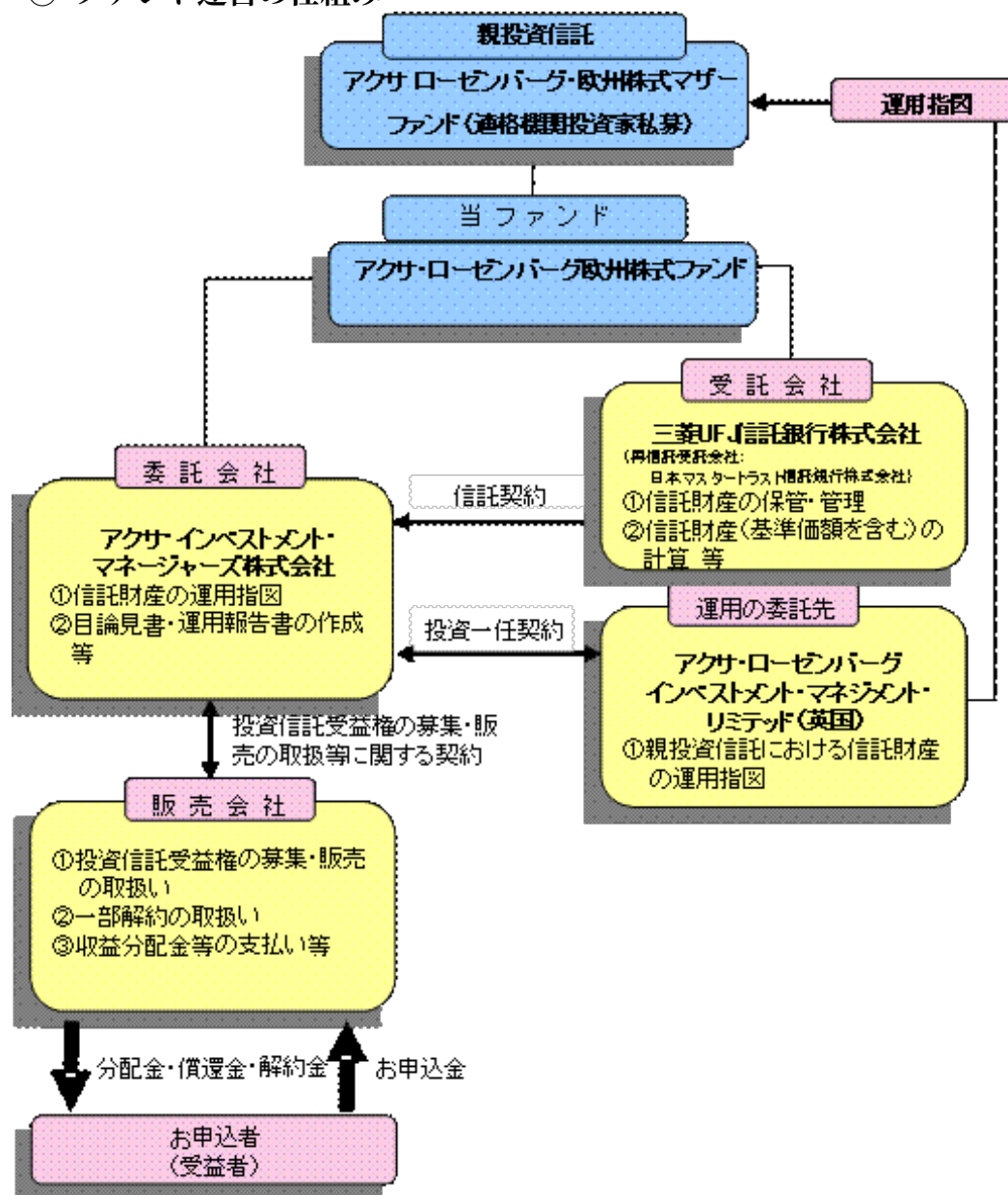


(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月28日 ファンドの信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンド運営の仕組み



② 関係法人の名称及び役割

1) 委託会社

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（以下「当社」ということがあります。）

- ・ 信託約款の届出・受託会社との信託契約の締結
- ・ 信託財産の運用指図
- ・ 目論見書及び運用報告書の作成
- ・ 信託財産に関する帳簿書類の作成 など

2) 販売会社

- ・ 委託会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の締結
- ・ 投資信託受益権の募集及び販売の取扱い

- ・信託契約の一部解約の取扱い
- ・受益者に対する一部解約金及び償還金の支払い
- ・収益分配金の再投資
- ・目論見書及び運用報告書の交付
- ・取引報告書及び取引残高報告書の交付 など

3) 運用の委託先

アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(英国)

- ・委託会社との投資一任契約に基づき、親投資信託の信託財産の運用の指図等

4) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ・委託会社との信託契約の締結
- ・信託財産の管理・保管
- ・信託財産（基準価額を含む。）の計算

③ 委託会社の概況（平成23年4月末日現在）

1) 資本金

4億5,000万円

2) 沿革

昭和62年（1987年）	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
昭和63年（1988年）	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年（1996年）	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成11年（1999年）	アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年（2002年）	アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
平成18年（2006年）	証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。

平成19年（2007年）	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）登録、登録番号：関東財務局長（金商）第16号
平成23年（2011年）	「アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社」に商号を変更。

3）大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー	フランス共和国92932パリ ラ・デファンス セデックス、エスブランド・デュ・ジェネラル・ドゥ・ゴール、100、トゥール・ベール・デファンス4、“クール・デファンス”	25,798株	65.9%
アクサ・ローゼンバーグ・グループ・エルエルシー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 オリンダ スィート100 E オリンダ ウェイ4	13,365株	34.1%

[アクサ・ローゼンバーグについて]

- n アクサ・ローゼンバーグは、株式の定量モデル開発における世界的権威バー・ローゼンバーグ博士が、最新の学術的な成果を基礎に株式システムティック運用専門機関として1985年に設立したローゼンバーグ・インスティテューショナル・エクイティ・マネジメントを前身としています。
- n 1999年1月に世界有数の金融・保険グループAXA（アクサ）と提携し、現在は、アクサ・ローゼンバーグ・グループとして、米国の持株会社のもとでグループ一体となった研究開発及びシステムサポート体制を敷き、グローバルにビジネスを展開しています。
- n アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社は、アクサ・ローゼンバーグの運用拠点としての役割を果たすとともに、アクサ・インベストメント・マネージャーズの幅広い商品とサービスを提供しています。

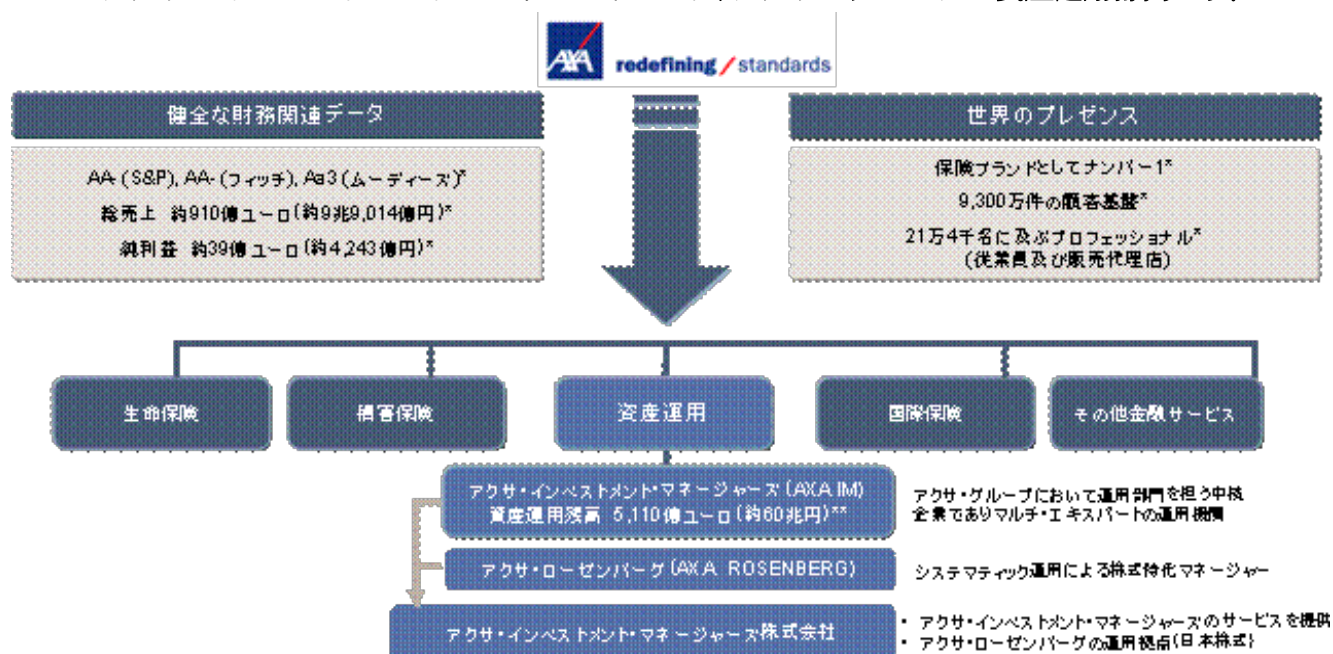
アクサ・ローゼンバーグの強み

幅広い投資ユニバースを1銘柄も抜け落ちることなく分析し、さまざまな投資機会を的確に捉えます。

アクサ・ローゼンバーグは、最新のコンピュータ・テクノロジーを駆使し、全世界の株式市場約23,000社、欧州株式市場においては約4,500社の幅広い投資ユニバースを、1銘柄1銘柄、抜け落ちることなく、日々一貫した統計的手法により分析しています（2011年4月末現在）。したがって、アナリスト（人）がカバーしていなく市場の非効率性が生じやすい市場においても、さまざまな投資機会を的確に捉えることが可能です。多数の銘柄を含む幅広い投資ユニバースから、さまざまな投資機会を捉えて投資することができる点が、当社の強みです。

<アクサ・グループの資産運用部門>

- n アクサ・グループは、生命保険、損害保険、資産運用分野などの幅広いニーズに応える商品やサービスを提供する世界最大級の保険・資産運用グループです。
- n アクサ・インベストメント・マネージャーズは、アクサ・グループの資産運用部門です。



*出所: AXAグループ、2010年12月末換算レートは1ユーロ=108.81円

**2011年3月末、換算レートは1ユーロ=117.61円

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

② 投資態度

- ・ 主として親投資信託受益証券に投資し、原則として、その組入比率を高位に保ちます（但し、投資環境等により、当該親投資信託受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。なお、有価証券等に直接投資を行なう場合もあります。
- ・ 親投資信託を通じて、欧州地域の企業の発行する株式等（普通株式、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、優先株式およびワラントを含みます。）に投資を行ない、MSCIヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）^{*}をベンチマークとして、これを中長期的に上回ることを目指します。
^{*}MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州の先進国で構成するモルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナルが算出する指数です。円換算ベースは、米ドル建てインデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。知的財産の所有権はMSCI社が保有しています。
- ・ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 主な投資対象

「親投資信託 アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザーファンド〈適格機関投資家私募〉」（以下、「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。この親投資信託受益証券への投資を通して、欧州地域の企業の発行する株式等（普通株式、転換社債、転換社債型新株予約権付社債、優先株式およびワラントを含みます。）に実質的に投資を行ないます。

② 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、約款第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ）金銭債権

ニ）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

③ 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託者は、信託金を、主として親投資信託の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - 12) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
 - 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。
 - 22) なお、1) の証券または証書、12) 及び17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券並びに12) 及び17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) 及び14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ④ 金融商品の指図範囲（信託約款第17条第2項）
- 委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの。

6）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用を行う委託会社は、株式運用を統括するアジア・パシフィック（日本を含む）の最高投資責任者のもと副最高投資責任者とポートフォリオ・マネージャーが日々主要投資対象である親投資信託の組入れ等の投資判断を行います。

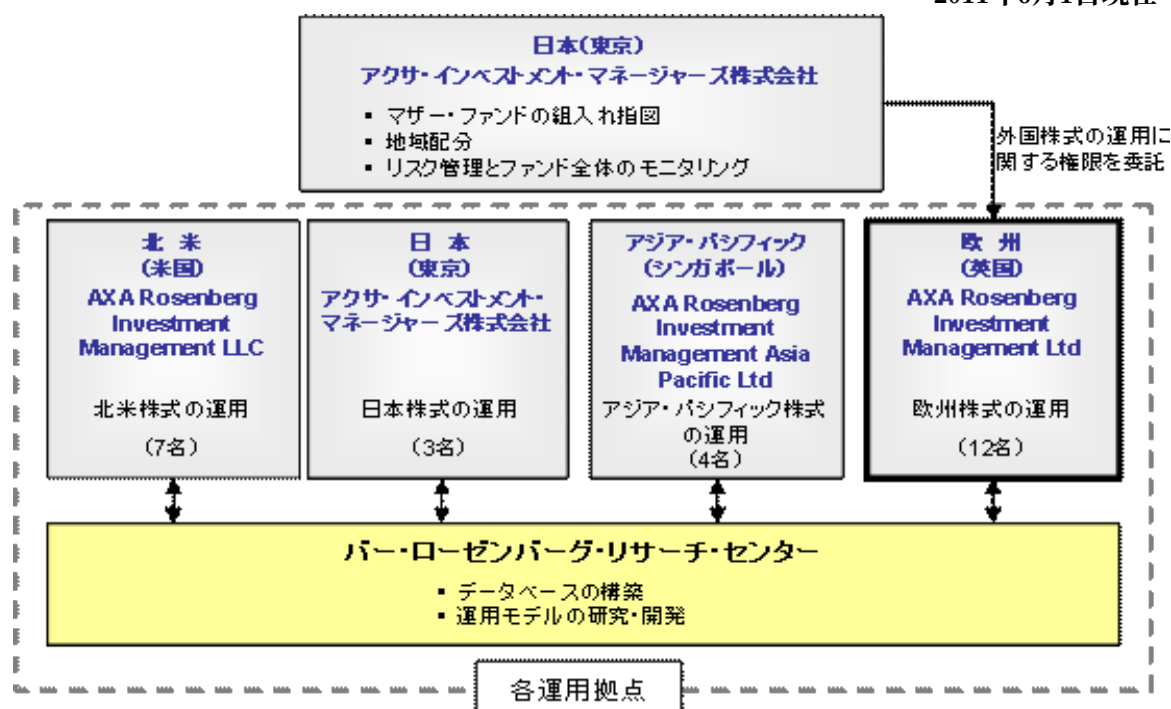
委託会社は、当ファンドの主要投資対象である親投資信託の運用指図に関する権限を「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）」に委託します。

運用の責任者である最高投資責任者が、ポートフォリオ・エンジニアより株式の担当ポートフォリオ・マネージャーを任命し、その担当ポートフォリオ・マネージャーが、定量モデルをもとに選出された銘柄により、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款に定める基本方針に則り、株式市場等の市場動向を考慮しながら、日々ポートフォリオを管理します。最高投資責任者は、ファンドのポートフォリオが適正に構築されていること、及び、投資信託財産の運用が運用目的に沿っていることを確認します。

① 運用に係る組織

＜アクサ・ローゼンバーグ・グループの組織・体制＞

2011年6月1日現在



＜各種運用委員会の内容＞

名称	メンバー	頻度	決定事項
CIO会議	グローバルCIO、各拠点CIO、バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・マネージング・ディレクター	月1回 (必要に応じ随時)	- 自社開発の定量モデルと市場環境の整合性の確認 - 中長期的な運用プロセス、モデルの強化 - グループのリサーチテーマの発掘
PE会議	CIO、ポートフォリオ・エンジニア、トレーダー	週1回 (必要に応じ随時)	- 定量モデルの稼働状況の確認 - パフォーマンス・レビュー - チーム内の情報共有化
リサーチ・センター会議	バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・マネージング・ディレクター及びスタッフ	週1回 (必要に応じ随時)	- シミュレーションの計画・検討 - 長期的な視点からのモデルの機能強化の提案

② 運用体制に関する社内規則

運用担当者は、委託会社が運用者のサービスについて社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行なうにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

③ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して投資信託約款に予め定める基本方針、及び、運用態度に適っていることを日々確認することにより、ファンドの投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

④ ファンドの関係法人に対する管理体制

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、業務部が日々の純資産照合、月時の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書、及び災害時等における事業継続計画書を受託会社より受け取っており、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本と同一の運用を行ないます。

なお、収益分配金は、税金を差し引いた後、販売会社との間で締結する自動けいぞく投資契約を締結している場合には、自動的に無手数料で再投資されます。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限に従います。

- ① 前記「2 投資方針（2）投資対象 ③ 投資対象有価証券」に記載する有価証券以外の有価証券への直接投資は行ないません。但し、前記「2 投資方針（2）投資対象 ④ 金融商品の指図範囲」に記載する金融商品に投資することができます。

- ② 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- 4) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、その取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) スワップ取引は約款第23条の範囲で行います。
- 6) 同一銘柄の株式等への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 8) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 9) 投資信託証券（但し、親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 10) 信用取引は行いません。

- ③ 信託約款上のその他の投資制限

- 1) 先物取引等の運用指図

以下の指図を行なうことができます。

- ・ 日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。なお、選択権取引はオプション

取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ・ 日本の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ・ 日本の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の運用指図

- ・ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ・ 当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ・ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ・ スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3) 有価証券の貸付の指図

- ・ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ・ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ・ 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ・ 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

4) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

- ・ 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約させることがあります。

5) 外国為替予約

- ・ 委託者は、外貨建資産の運用、及び投資信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ・ かかる予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産額を超えないものとします。但し、投資信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限

りではありません。

- ・ また、上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

6) 資金の借入れ

- ・ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金並びに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。但し、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ・ 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ・ 委託者は、資金借入れにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用及び担保の提供に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

④ その他の法令上の投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクを伴います。取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関わる全てのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

① [はじめに]

- 当ファンドは、親投資信託を通じて、欧州地域の企業の発行する株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が割り込むおそれがあります。基準価額の変動要因としてのリスクには以下のものがあります。
- 当ファンドは、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。従って、元本及び収益の確保が保証された商品ではありません。
- ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

② 基準価額の変動リスク

1) 株式投資リスク（価格変動リスク）

当ファンドは、親投資信託受益証券を通して、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴います。当ファンドの基準価額は、親投資信託の株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、投資元本を割り込むおそれがあります。特に株式の下降局面では当ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。一般的に、株価は個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、当ファンドの保有する株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。

2) 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債及び短期金融資産等の利息又は償還金の支払いの遅延・不履行のリスクがあります。当ファンドは親投資信託を通して実質的に株式等に投資を行ないますが、その発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあり、不測の損失を生じるおそれがあります。

3) 為替変動リスク

当ファンドは、親投資信託を通して投資する実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。したがって、当ファンドの基準価額は、外国為替相場の変動等により下落するおそれがあり、それにより投資元本を割り込むおそれがあります。また、一般的に外国為替相場が親投資信託の組入れる資産の通貨に対して円高になったときは、当ファンドの基準価額は下落すると考えられます。

4) 株式の流動性リスク

当ファンドの投資対象とする親投資信託の投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式と比較して、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされ不測の損失が生じるおそれがあります。

5) カントリーリスク

当ファンドは親投資信託を通して実質的に外国株式への投資を行いません。外国株式への投資には、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、当ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があり、不測の損失を生じるおそれがあります。

6) 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドもしくは当ファンドの投資対象である親投資信託の運用が影響を被り、不測の損失を生じるおそれがあります。

7) コール・ローンの相手先に関するリスク

当ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行ないませんが、これには相手先の信用リスクが伴います。当該取引の相手先が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあり、不測の損失を生じるおそれがあります。

8) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため親投資信託で組み入れる有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。また、解約資金を手当てするため資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

9) 先物取引等に伴うリスク

当ファンドは、親投資信託への投資を通じて運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより不測の損失を生じる可能性があります。また、当ファンド、もしくは、親投資信託において、先物を買建てた（売り建てた）場合、先物価格の下落（上昇）により損失を被る可能性があります。

10) その他リスク・留意点

i) 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

ii) 一部解約及び買取請求に関わる留意点

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1顧客1日あたり3億円を超える

ご換金はできません。また1顧客1日あたり1億円を超えるご換金は制限することがあります。

iii) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または、正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

iv) ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが投資対象とする親投資信託を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果として親投資信託の組入れ有価証券に売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぼす場合があります。

v) ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、MSCIヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）^{*}をベンチマークとして、それを上回るパフォーマンスの獲得を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

^{*}MSCIヨーロッパ・インデックスとは、欧州の先進国で構成するモルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナルが算出する指数です。円換算ベースは、米ドル建てインデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。知的財産の所有権はMSCI社が保有しています。

vi) 法令・税制・会計等の変更に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

vii) お買付及びご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合を含みます。）があるときは、お買付及びご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付及びご換金のお申し込みを取り消しさせていただくことがあります。

viii) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行なわれます。それぞれの場において、その金額が販売会社に対して支払われたあとは、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

(2) リスク管理体制

委託会社は、当ファンドのリスク管理をアクサ・ローゼンバーグが独自に開発したコンピュータシステム内の定量モデル「アクサ・ローゼンバーグ・リスク・モデル」によってポートフォリオにおけるリスクを計測することを通じて行ないます。このリスク・モデルは、運用プロセスにおける最適化プロセスの中に組み込まれており、ポートフォリオが過大なリスクをとっている場合はそのリスク量を適正なレベルまで抑えるようシステムを通じてトレーダーに取引を行なうよう指示します。また、ベンチマークと比較してリスクが過小な場合においては、適正なリスク水準まで引き上げるようシステムを通じてト

レーダーに取引を行なうよう指示します。このように、ポートフォリオにおけるリスク管理はアクサ・ローゼンバーグ独自のリスク・モデルがコンピュータ化された運用プロセスの中に組み込まれているため、常にポートフォリオのリスク量は計測され、対ベンチマークで計測したポートフォリオにおけるリスクが一定の許容リスク範囲内に収まり、かつ、期待超過リターンが最大となるように、ポートフォリオの最適化は維持されています。

最高投資責任者とポートフォリオ・マネージャーは、定例会議において、定量モデルの稼働状況の確認やパフォーマンスレビューを通してポートフォリオの最適化及びポートフォリオにおけるリスクを確認しています。また、アクサ・ローゼンバーグで開発した定量モデルと市場環境の整合性の確認、パフォーマンスレビューによる情報の共有化、及び、中長期的な運用プロセスや定量モデルの強化を図ることを目的として、アクサ・ローゼンバーグ・グループの各地域の最高投資責任者は定期的に会議を行なっています。

また、委託会社においては、株式運用を統括するアジア・パシフィック（日本を含む）の最高投資責任者のもと副最高投資責任者とポートフォリオ・マネージャーが、当ファンドの日々のポートフォリオにおけるリスク管理を行います。また、法令又は投資信託約款等の当ファンドおよび親投資信託の遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行ないます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ・申込手数料は、販売会社が別途定めるものとします。但し、申込手数料率は3.15%（税抜 3.00%）を上限とします。
- ・「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.491%（税抜 年1.42%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は以下の通りとします。
 - 1）委託会社 年0.8925%（税抜 0.85%）
 - 2）販売会社 年0.5250%（税抜 0.50%）
 - 3）受託会社 年0.0735%（税抜 0.07%）

（参考）

親投資信託の運用の委託先が受ける報酬は、親投資信託を投資対象とする各ファンドの委託会社の受ける信託報酬から支弁するものとし、その報酬額は親投資信託の純資産額に年10,000分の50を乗じて得た金額とします。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 保管費用等
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6) ファンドの受益者に対してする公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

委託会社は、上記⑦の諸費用の支払いを信託財産のために行ない、信託財産の純資産額に対して年率0.10%を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託会社は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託会社が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）及び毎計算期末又は信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%(所得税7%及び地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

<一部解約金・償還金について>

一部解約時及び償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%(所得税7%及び地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%及び地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。なお、一部解約時及び償還時の損失については、確定申告により収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

平収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日以降は15%(所得税)の税率で源泉徴収されます。

(注1) 個別元本について

- ・ 受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及びこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なう都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出され

ます。

- ・但し、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注２）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。なお、上記の内容は平成23年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年4月28日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,199,716,597	100.2
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		-2,350,202	-0.2
合計（純資産総額）		1,197,366,395	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。）

（参考）アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

平成23年4月28日現在

資産の種類	国・地域名	時価合計金額	投資比率 （％）
株式	イギリス	1,866,754,886	29.2
	フランス	1,041,685,893	16.3
	ドイツ	814,004,365	12.7
	スイス	810,205,087	12.7
	オランダ	338,589,860	5.3
	スウェーデン	309,016,948	4.8
	スペイン	304,952,838	4.8
	イタリア	233,687,092	3.6
	ベルギー	129,250,223	2.0
	フィンランド	125,411,660	2.0
	デンマーク	97,500,959	1.5
	ノルウェー	76,505,234	1.2
	オーストリア	32,108,009	0.5
	アイルランド	10,843,131	0.2
	ギリシャ	10,067,944	0.2
	ポルトガル	9,705,870	0.2
株式合計		6,210,290,000	97.0
投資証券	オランダ	81,324,697	1.3
	フランス	13,136,548	0.2
	イギリス	10,681,068	0.2
投資証券合計		105,142,313	1.6
現金・預金・その他資産（負債控除後）		87,770,093	1.4
合計		6,403,202,406	100.0

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年4月28日現在

国名	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	アクサ ローゼンバーグ ・ 欧州株式マザーファン ド	881,366,880	12,778	1,126,266,212	13,612	1,199,716,597	100.2

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託 受益証券	---	100.2
合計	---	100.2

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザーファンドの投資資産は以下の通りです。

① 投資有価証券の主要銘柄

平成23年4月28日現在

順位	銘柄名	国名	種類	業種	株数	帳簿価額		評価価額	
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)
1	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバ コ	38,437	4,858	186,763,772	5,059	194,471,521
2	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	24,440	5,191	126,891,763	5,187	126,765,225
3	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	138,400	911	126,097,903	901	124,743,103
4	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	株式	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	25,800	4,722	121,830,396	4,791	123,613,399
5	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	188,829	664	125,480,363	638	120,552,210
6	ROYAL DUTCH SHELL PL	オランダ	株式	エネルギー	37,714	3,070	115,782,765	3,171	119,609,938
7	SIEMENS AG	ドイツ	株式	資本財	9,557	11,432	109,253,403	11,832	113,082,160
8	BASF SE	ドイツ	株式	素材	13,600	7,232	98,354,116	8,260	112,331,364
9	RIO TINTO PLC	イギリス	株式	素材	18,100	5,601	101,370,136	5,938	107,482,597
10	BHP BILLITON PLC	イギリス	株式	素材	28,479	3,244	92,396,298	3,432	97,735,656
11	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	408,000	245	100,589,198	238	97,035,456
12	SANOFI-AVENTIS	フランス	株式	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	14,800	6,081	90,004,747	6,485	95,984,959
13	ROYAL DUTCH SHELL PL	イギリス	株式	エネルギー	29,300	2,922	85,640,824	3,174	93,006,697
14	DAIMLER AG	ドイツ	株式	自動車・自動車部 品	13,200	6,067	80,078,874	6,427	84,836,672
15	ASTRAZENECA PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	19,000	4,070	77,335,130	4,244	80,627,925
16	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	40,800	1,626	66,355,847	1,763	71,910,204

17	ROCHE HOLDING AG-GEN	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,500	12,409	68,253,658	12,877	70,823,412
18	TELEFONICA S.A.	スペイン	株式	電気通信サービス	32,400	2,204	71,440,735	2,175	70,463,915
19	ANGLO AMERICAN PLC	イギリス	株式	素材	16,600	4,409	73,195,127	4,226	70,147,699
20	BARCLAYS PLC	イギリス	株式	銀行	164,000	418	68,639,740	394	64,595,500
21	BANCO SANTANDER SA	スペイン	株式	銀行	62,348	1,008	62,872,105	1,032	64,343,183
22	BRITISH AMERICAN	イギリス	株式	食品・飲料・タバコ	15,600	3,355	52,345,375	3,604	56,229,732
23	BG GROUP PLC	イギリス	株式	エネルギー	26,400	2,004	52,919,586	2,114	55,807,224
24	ABB LTD	スイス	株式	資本財	25,200	2,092	52,707,529	2,161	54,462,865
25	ENEL SPA	イタリア	株式	公益事業	87,000	515	44,897,330	580	50,469,768
26	T_____ING GROEP N.V. T_	オランダ	投資証券	各種金融	45,000	1,106	49,799,059	1,069	48,089,408
27	UBS AG-REG	スイス	株式	各種金融	28,607	1,661	47,532,758	1,633	46,719,679
28	SCHNEIDER ELECTRIC S	フランス	株式	資本財	3,200	14,569	46,620,904	14,472	46,311,566
29	BAYER AG	ドイツ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,400	6,795	43,487,492	7,007	44,842,533
30	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	株式	保険	3,510	12,679	44,506,241	12,664	44,450,921

資産の種類	業種	投資比率（％）
株式	素材	12.5
	エネルギー	11.0
	資本財	10.4
	銀行	9.9
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.8
	食品・飲料・タバコ	8.0
	電気通信サービス	6.0
	保険	5.7
	公益事業	4.9
	自動車・自動車部品	3.3
	各種金融	2.4
	食品・生活必需品小売り	2.1
	耐久消費財・アパレル	2.0
	メディア	2.0
	運輸	1.3
	消費者サービス	1.2
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.1
	小売	0.9
	商業・専門サービス	0.8
	家庭用品・パーソナル用品	0.8
	ソフトウェア・サービス	0.7
	半導体・半導体製造装置	0.7
	ヘルスケア機器・サービス	0.5
合計		97.0

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（注2）円金額は、平成23年4月28日の対顧客電信売買相場の仲値により換算しております。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年4月末（直近日）及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (平成20年3月10日)	40,805,643	40,805,643	0.7785	0.7785
第2期 (平成21年3月10日)	203,936,264	203,936,264	0.3226	0.3226
第3期 (平成22年3月10日)	704,933,120	704,933,120	0.4950	0.4950
第4期 (平成23年3月10日)	1,110,038,158	1,110,038,158	0.5210	0.5210
平成22年3月31日	758,196,858	-	0.5186	-
平成22年4月30日	802,331,237	-	0.5143	-
平成22年5月31日	714,482,023	-	0.4362	-
平成22年6月30日	739,714,203	-	0.4194	-
平成22年7月30日	955,555,061	-	0.4624	-
平成22年8月31日	936,377,236	-	0.4285	-
平成22年9月30日	1,106,587,231	-	0.4769	-
平成22年10月29日	847,073,234	-	0.4780	-
平成22年11月30日	839,905,644	-	0.4653	-
平成22年12月30日	895,642,922	-	0.4853	-
平成23年1月31日	1,029,484,434	-	0.5032	-
平成23年2月28日	1,080,631,621	-	0.5129	-
平成23年3月31日	1,108,405,431	-	0.5262	-
平成23年4月28日	1,197,366,395	-	0.5537	-

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当りの分配金(円)
第1期	平成19年9月28日～平成20年3月10日	0.0000
第2期	平成20年3月11日～平成21年3月10日	0.0000
第3期	平成21年3月11日～平成22年3月10日	0.0000
第4期	平成22年3月11日～平成23年3月10日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期	平成19年9月28日～平成20年3月10日	△22.2
第2期	平成20年3月11日～平成21年3月10日	△58.6
第3期	平成21年3月11日～平成22年3月10日	53.4
第4期	平成22年3月11日～平成23年3月10日	5.3

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設 定	解 約
---	-----	-----

	口 数	口 数
第1期 (平成19年9月28日～平成20年3月10日)	52,428,996	13,194
第2期 (平成20年3月11日～平成21年3月10日)	672,400,781	92,734,375
第3期 (平成21年3月11日～平成22年3月10日)	1,306,761,718	514,682,620
第4期 (平成22年3月11日～平成23年3月10日)	1,628,365,276	921,896,629

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設の上、取得のお申込みを行なっています。
- ・ファンドの受益権の取得申込は、原則として申込期間における販売会社の毎営業日に受け付けます。ただし、ロンドン、パリまたはフランクフルトのいずれかの銀行休業日または金融商品取引所の休業日と同日の場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。
- ・原則として、販売会社の営業日の午後3時までには、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又は予め当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行なうことができます。

(2) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン、パリまたはフランクフルトのいずれかの銀行休業日または金融商品取引所の休業日と同日の場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込単位

- ・申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ・収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金が自動けいぞく投資契約に基づき再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。
- ・申込みに際しては「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」のどちらかをご指定ください。但し、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金が再投資される場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

(4) 自動けいぞく投資契約の締結

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただく場合があります。
- ・当該契約を締結した場合には、収益分配金は、課税後、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

(5) 受益証券の保護預り

- ・該当事項はありません。

(6) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日における基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- ・お申込金額は、取得申込日から起算して5営業日以内の販売会社の指定する日までに販売会社にお支払いいただきます。

(7) 申込手数料

- ・申込手数料は、販売会社が別途定めるものとします。ただし申込手数料率は3.15%（税抜 3.00%）を上限とします。
- ・「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・受益者は自己に帰属する受益権につき、原則として販売会社の毎営業日に解約手続の実行を請求することができます。
- ・販売会社の営業日であっても、ロンドン、パリまたはフランクフルトのいずれかの銀行休業日または金融商品取引所の休業日と同日の場合は、解約のお申込の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の定める単位をもって解約手続の申込ができます。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を乗じて得た金額を投資信託財産留保額として控除した価額とします
- ・お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(2) 換金制限

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、及び既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。但し、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取扱います。
- ・ファンドの規模及び商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、1受益者の1日あたり3億円を超える一部解約を請求することはできません。また、1受益者の1日あたり1億円を超える大口の換金には受付時間制限及び金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 買取請求

買取請求につきましては、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日におけ

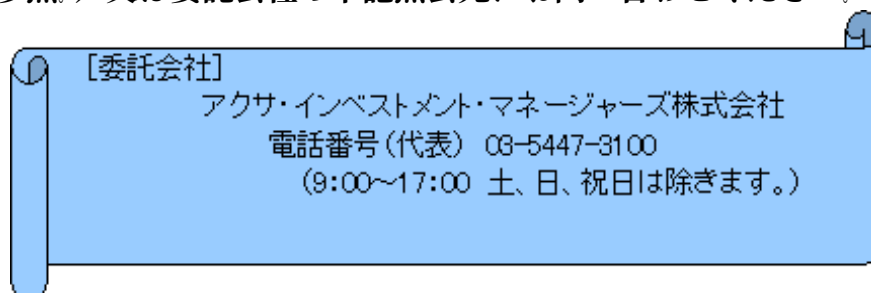
る受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券等の評価基準

信託財産に属する資産については、法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。なお、外貨建資産の円換算については原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社等で入手することができます。また、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄にも掲載されます（略称：“欧州株式”）。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社（第一部「証券情報」（8）「申込取扱場所」参照。）又は委託会社の下記照会先にお問い合わせください。



(2) 【保管】

該当ありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成19年9月28日設定）。但し、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年3月11日から3月10日までとします。但し、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると委託会社が認めるとき
- ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) 1) に基づいてこの信託契約を解約する場合、予め、その旨及びその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) 1) に基づいてこの信託契約を解約する場合、繰上償還に異議のある受益者は、一

定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告及び書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立ての結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

二) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨を予め監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨を予め監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、予め、その旨及びその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。但し、この場合において、振替受入簿の記載又は記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

③ 異議の申立て

1) 繰上償還又は信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続により異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還又は信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還又は信託約款の変更を行なわない場合は、その旨及びその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないませ

ん。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

④ 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者が予め販売会社に届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑥ 関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。但し、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

親投資信託の運用委託先であるアクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）と委託者の間の投資一任契約には期限の定めがありません。この契約は二社間の合意により変更することができます。運用委託先が当該契約に違反した場合や重大な損失を生ぜしめた場合には、委託者はこの契約を解約することができます。投資一任契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめこれを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金の受領権

収益分配金は、当ファンドの毎計算期間終了後から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者の支払いを開始します。

受益者が収益分配金については支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

償還金は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者の支払いを開始します。

受益者が償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。但し、受益者は1日あたり3億円を超える一部解約を請求することはできません。また、1日あ

たり1億円を超える一部解約請求は制限する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第3期計算期間（平成21年3月11日から平成22年3月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第4期計算期間（平成22年3月11日から平成23年3月10日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成21年3月11日から平成22年3月10日まで）及び第4期計算期間（平成22年3月11日から平成23年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アクサ・ローゼンバーグ 欧州株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (平成22年 3 月10日現在)	第 4 期 (平成23年 3 月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	709,968,409	1,118,046,063
未収入金	6,558,162	950,811
流動資産合計	716,526,571	1,118,996,874
資産合計	716,526,571	1,118,996,874
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,558,162	950,811
未払受託者報酬	232,623	351,280
未払委託者報酬	4,486,233	6,774,625
その他未払費用	316,433	882,000
流動負債合計	11,593,451	8,958,716
負債合計	11,593,451	8,958,716
純資産の部		
元本等		
元本	1,424,161,306	2,130,629,953
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△719,228,186	△1,020,591,795
（分配準備積立金）	15,608,534	67,252,115
元本等合計	704,933,120	1,110,038,158
純資産合計	704,933,120	1,110,038,158
負債純資産合計	716,526,571	1,118,996,874

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第4期 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	145,487,961	84,507,906
その他収益	—	230,099
営業収益合計	145,487,961	84,738,005
営業費用		
受託者報酬	380,394	655,331
委託者報酬	7,336,124	12,638,343
その他費用	517,429	882,000
営業費用合計	8,233,947	14,175,674
営業利益	137,254,014	70,562,331
経常利益	137,254,014	70,562,331
当期純利益	137,254,014	70,562,331
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	46,726,685	△7,197,154
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△428,145,944	△719,228,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	310,035,121	478,412,908
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	310,035,121	478,412,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	691,644,692	857,536,002
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	691,644,692	857,536,002
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△719,228,186	△1,020,591,795

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第4期 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 (平成22年3月10日現在)	第4期 (平成23年3月10日現在)
1.期首元本額	632,082,208円	1,424,161,306円
期中追加設定元本額	1,306,761,718円	1,628,365,276円
期中一部解約元本額	514,682,620円	921,896,629円
2.計算期間末日における受益権の総数	1,424,161,306口	2,130,629,953口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は719,228,186円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,020,591,795円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第3期 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第4期 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	14,009,250円	22,076,076円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	34,691,452円
収益調整金額	8,673,057円	28,720,628円
分配準備積立金額	1,599,284円	10,484,587円
当ファンドの分配対象収益額	24,281,591円	95,972,743円
当ファンドの期末残存口数	1,424,161,306口	2,130,629,953口
1万口当たり収益分配対象額	170.49円	450.44円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社は、運用受託資産のリスク管理を、独自に開発したコンピュータシステム上の定量モデル「アクサ・ローゼンバーグ・リスク・モデル」によって行ないます。ポートフォリオにおけるリスク管理は、当社独自のリスク・モデルがコンピュータ化された運用プロセスの中に組み込まれているため、常に対ベンチマークで計測したポートフォリオにおけるリスクが一定の許容リスク範囲内に収まり、かつ、期待超過リターンが最大となるように、ポートフォリオの最適化を行っています。 また、運用受託資産における法令等又は投資信託約款等の遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行ないます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 (平成23年3月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありませ
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 (平成22年3月10日現在)		第4期 (平成23年3月10日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	709,968,409	97,952,181	93,391,756
合計	709,968,409	97,952,181	93,391,756

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第3期 (平成22年3月10日現在)	第4期 (平成23年3月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.4950円	0.5210円
(1万口当たりの純資産額)	(4,950円)	(5,210円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アクサ ローゼンバーグ・欧州 株式マザー・ファンド 〈適格機関投資家私募〉	874,429,895	1,118,046,063	
合計			874,429,895	1,118,046,063	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは「アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「アクサ ローゼンバーグ・欧州株式マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年 3 月10日現在)	(平成23年 3 月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		146,017,857	24,064,026
コール・ローン		52,015,961	38,351,747
株式		4,627,254,144	5,189,586,376
投資証券		102,654,659	98,500,700
未収入金		3,005,496	—
未収配当金		9,195,201	14,217,418
未収利息		71	52
流動資産合計		4,940,143,389	5,364,720,319
資産合計		4,940,143,389	5,364,720,319
負債の部			
流動負債			
未払金		55,115,864	—
未払解約金		6,558,162	950,811
流動負債合計		61,674,026	950,811
負債合計		61,674,026	950,811
純資産の部			
元本等			
元本		4,072,204,479	4,195,020,820
剰余金			
剰余金		806,264,884	1,168,748,688
剰余金合計		806,264,884	1,168,748,688
元本等合計		4,878,469,363	5,363,769,508
純資産合計		4,878,469,363	5,363,769,508
負債・純資産合計		4,940,143,389	5,364,720,319

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 3 月11日 至 平成22年 3 月10日	自 平成22年 3 月11日 至 平成23年 3 月10日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	組入有価証券（株式、新株予約権証券、優先出資証券及び投資証券）については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	組入有価証券（株式及び投資証券）については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 ③時価が入手できなかった有価証券 同左
2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産総額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
---------------------------	--	--------------------------

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年3月10日現在)	(平成23年3月10日現在)
1.期首元本額	4,675,789,698円	4,072,204,479円
期中追加設定元本額	1,950,555,007円	2,765,381,425円
期中一時解約元本額	2,554,140,226円	2,642,565,084円
元本の内訳		
ファンド名		
アクサ ローゼンバーグ・欧州株式ファンド（A）〈適格機関投資家私募〉	2,818,118,426円	2,805,118,280円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定型（B）〈適格機関投資家私募〉	105,059,055円	83,916,392円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定成長型（B）〈適格機関投資家私募〉	308,932,188円	235,717,841円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド成長型（B）〈適格機関投資家私募〉	247,466,755円	195,838,412円
アクサ・ローゼンバーグ欧州株式ファンド	592,628,055円	874,429,895円
計	4,072,204,479円	4,195,020,820円
2.本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	4,072,204,479口	4,195,020,820口

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当該親投資信託は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式及び投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当該親投資信託に投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成23年 3 月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当該親投資信託に投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成22年 3 月10日現在)		(平成23年 3 月10日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
株式	4,627,254,144	1,184,647,880	284,023,412
投資証券	102,654,659	23,307,300	12,692,298
合計	4,729,908,803	1,207,955,180	296,715,710

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I. 取引の状況に関する事項

区分	自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。
2.取引に対する取組方針と取引の利用目的	為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。
3.取引に係るリスク内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融商品取引業者、銀行等との取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引は運用担当部署が信託約款および社内規定に基づき実行しております。
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(平成22年3月10日現在)	(平成23年3月10日現在)
1口当たりの純資産額	1.1980円	1.2786円
(1万口当たりの純資産額)	(11,980円)	(12,786円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
ユーロ	ENI SPA	18,200	17.77	323,414.00	
	OMV AG	4,500	30.71	138,195.00	
	REPSOL YPF S.A.	5,200	24.22	125,944.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	37,258	25.22	939,646.76	
	SAIPEM	1,500	36.76	55,140.00	
	TECHNIP S.A.	800	71.59	57,272.00	
	TOTAL SA	15,300	43.10	659,430.00	
	AIR LIQUIDE	2,014	94.25	189,819.50	
	AKZO NOBEL	4,200	48.15	202,230.00	
	ARCELORMITTAL	5,200	25.20	131,040.00	
	BASF SE	13,600	59.39	807,704.00	
	CRH PLC	5,400	15.45	83,430.00	
	K+S AG	1,000	55.25	55,250.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	1,200	43.39	52,074.00	
	LAFARGE	1,400	43.01	60,221.00	
	LANXESS	1,982	55.22	109,446.04	
	LINDE AG	1,890	112.65	212,908.50	
	SOLVAY SA	400	83.63	33,452.00	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	18,000	8.09	145,710.00	
	THYSSENKRUPP AG	2,400	28.57	68,568.00	
	UMICORE	3,600	35.89	129,204.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	12,000	14.42	173,040.00	
	VOESTALPINE AG	3,600	32.43	116,748.00	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	900	32.45	29,209.50	
	ALSTOM	1,500	40.92	61,387.50	
	BOUYGUES	1,800	34.31	61,758.00	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	2,700	41.91	113,157.00	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	3,000	20.04	60,120.00	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	2,500	22.31	55,775.00	
	KON.PHILIPS ELECTR.	6,800	23.84	162,112.00	
	KONE OYJ-B	4,000	40.16	160,640.00	
	LEGRAND SA	1,200	28.49	34,188.00	
	MAN SE	700	85.78	60,046.00	
	METSO OYJ	800	39.01	31,208.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	1,710	116.80	199,728.00	
	SIEMENS AG	9,557	93.88	897,211.16	
	VALLOUREC	800	74.89	59,912.00	
	VINCI SA	2,783	43.62	121,408.37	
	WARTSILA OYJ	1,200	25.98	31,176.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	9,000	15.01	135,135.00	
	DEUTSCHE POST AG	6,300	12.93	81,490.50	
	TNT NV	2,800	18.45	51,674.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,600	58.14	151,164.00	
	DAIMLER AG	13,200	49.82	657,624.00	

FIAT SPA	15,000	6.54	98,100.00
MICHELIN (CGDE)-B	3,400	60.63	206,142.00
PEUGEOT SA	4,800	29.25	140,400.00
PIRELLI & C.	12,000	6.22	74,700.00
RENAULT SA	4,200	42.78	179,676.00
VOLKSWAGEN AG	720	108.95	78,444.00
ADIDAS AG	1,200	47.01	56,412.00
CHRISTIAN DIOR	1,797	105.05	188,774.85
LVMH	1,800	114.95	206,910.00
ACCOR SA	1,200	33.07	39,690.00
SODEXHO ALLIANCE SA	600	49.80	29,883.00
TUI AG	7,000	9.12	63,903.00
PUBLICIS GROUPE	900	39.55	35,599.50
REED ELSEVIER NV	3,983	9.51	37,878.33
VIVENDI SA	16,800	20.07	337,176.00
WOLTERS KLUWER-CVA	2,400	16.94	40,668.00
INDITEX	1,800	52.26	94,068.00
PPR	500	108.95	54,475.00
CARREFOUR SA	4,632	32.23	149,312.52
CASINO GUICHARD PERRACHON	1,600	69.55	111,280.00
DELHAIZE GROUP	2,700	57.40	154,980.00
KONINKLIJKE AHOLD NV	20,339	9.55	194,237.45
METRO AG	1,141	52.34	59,719.94
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	5,100	41.42	211,267.50
DANONE	4,400	44.50	195,822.00
HEINEKEN NV	4,202	37.88	159,192.77
PERNOD-RICARD	1,400	66.91	93,674.00
HENKEL AG & CO KGAA	2,000	38.14	76,280.00
L'OREAL	1,900	82.47	156,693.00
CELESIO AG	1,910	19.01	36,309.10
ESSILOR INTERNATIONAL	1,200	52.32	62,784.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	1,500	49.28	73,920.00
BAYER AG	5,800	55.90	324,220.00
SANOFI-AVENTIS	12,800	50.28	643,584.00
UCB SA	4,200	26.77	112,434.00
BANCO BILBAO VIZCAYA	31,000	8.55	265,236.00
BANCO POPULAR ESPANOL	22,314	4.23	94,589.04
BANCO SANTANDER SA	59,182	8.27	489,967.77
BNP PARIBAS	5,986	52.70	315,462.20
COMMERZBANK AG	6,000	6.14	36,840.00
CREDIT AGRICOLE SA	17,000	11.69	198,730.00
INTESA SANPAOLO	65,000	2.40	156,000.00
KBC GROUP SA	4,500	28.35	127,575.00
NATIONAL BANK OF GREECE	3,600	6.25	22,500.00
SOCIETE GENERALE-A	7,800	46.38	361,764.00
UNICREDIT SPA	102,000	1.82	185,844.00
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	4,000	7.23	28,920.00
DEUTSCHE BANK AG -REG	6,800	43.71	297,262.00

	DEUTSCHE BOERSE AG	1,400	55.06	77,084.00
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	273	67.54	18,438.42
	AEGON NV	10,000	5.67	56,750.00
	AGEAS	12,600	2.12	26,712.00
	ALLIANZ SE-REG	3,200	104.30	333,760.00
	ASSICURAZIONI GENERALI	9,000	16.21	145,890.00
	AXA	4,800	15.11	72,528.00
	CNP ASSURANCES	5,600	15.59	87,304.00
	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	2,400	41.69	100,068.00
	MAPFRE SA	32,000	2.72	87,104.00
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,440	118.40	170,496.00
	SAMPO OYJ-A SHS	2,500	23.07	57,675.00
	ATOS ORIGIN	154	42.18	6,495.72
	CAP GEMINI SA	900	40.63	36,571.50
	SAP AG	6,300	42.72	269,136.00
	ALCATEL-LUCENT	16,000	3.86	61,840.00
	NOKIA OYJ	28,000	6.16	172,480.00
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	20,596	10.10	208,019.60
	FRANCE TELECOM SA	22,968	15.60	358,415.64
	KONINKLIJKE KPN NV	11,700	11.96	139,990.50
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	16,000	8.43	134,992.00
	TELECOM ITALIA SPA	240,000	1.14	274,560.00
	TELEFONICA S.A.	30,000	18.14	544,200.00
	E.ON.AG	12,619	22.80	287,713.20
	ELECTRICITE DE FRANCE	1,800	31.19	56,142.00
	ENEL SPA	87,000	4.23	368,706.00
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	10,000	2.80	28,030.00
	FORTUM OYJ	3,000	22.67	68,010.00
	GAS NATURAL SDE SA	9,600	12.19	117,072.00
	GDF SUEZ	8,800	27.43	241,384.00
	IBERDROLA SA	28,000	5.97	167,356.00
	PUBLIC POWER CORP	6,000	11.12	66,720.00
	RWE AG	3,200	47.51	152,032.00
	SNAM RETE GAS	12,000	3.94	47,376.00
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	2,500	22.42	56,050.00
	ASML HOLDING NV	3,500	31.15	109,025.00
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	8,000	7.48	59,856.00
	STMICROELECTRON SICO	22,000	9.47	208,494.00
	計	1,424,450		20,919,787.38
				(2,410,587,100)
英ポンド	BG GROUP PLC	24,000	14.52	348,480.00
	BP PLC	188,829	4.85	915,915.06
	CAIRN ENERGY PLC	9,000	4.40	39,600.00
	PETROFAC LTD	796	14.44	11,494.24
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	29,300	21.33	625,115.50
	TULLOW OIL PLC	5,500	14.13	77,715.00
	ANGLO AMERICAN PLC	16,600	32.18	534,271.00

ANTOFAGASTA PLC	3,000	13.54	40,620.00
BHP BILLITON PLC	16,926	23.83	403,346.58
EURASIAN NATURAL RESOURCES CORP	9,600	9.38	90,096.00
JOHNSON MATTHEY PLC	6,000	18.92	113,520.00
RANDGOLD RESOURCES LTD	650	46.29	30,088.50
REXAM PLC	30,568	3.71	113,590.68
RIO TINTO PLC	18,100	40.88	739,928.00
XSTRATA PLC-W/I	23,600	13.78	325,326.00
BAE SYSTEMS PLC	26,000	3.30	85,878.00
BALFOUR BEATTY PLC	28,000	3.53	99,008.00
ROLLS-ROYCE GROUP PLC	13,600	6.19	84,252.00
SMITHS GROUP PLC	2,717	13.52	36,733.84
WOLSELEY PLC	6,600	21.80	143,880.00
CAPITA GROUP PLC	4,800	7.81	37,512.00
EXPERIAN PLC	7,000	7.77	54,425.00
FIRSTGROUP PLC	22,000	3.71	81,686.00
BURBERRY GROUP PLC	3,500	12.03	42,105.00
COMPASS GROUP PLC	14,000	5.45	76,370.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	2,000	13.37	26,740.00
THOMAS COOK GROUP PLC	27,310	1.90	51,889.00
TUI TRAVEL PLC	24,000	2.39	57,528.00
WHITBREAD PLC	6,000	16.71	100,260.00
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	9,000	8.27	74,430.00
PEARSON PLC	14,433	11.05	159,484.65
REED ELSEVIER PLC	6,978	5.48	38,274.33
WPP PLC	18,000	8.07	145,260.00
KINGFISHER PLC	50,000	2.44	122,300.00
MARKS & SPENCER GROUP PLC	11,000	3.40	37,499.00
MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	16,069	2.80	45,073.54
SAINSBURY (J) PLC	8,000	3.71	29,680.00
TESCO PLC	60,000	3.98	238,830.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	14,000	24.36	341,110.00
DIAGEO PLC	17,500	11.95	209,125.00
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	7,200	19.78	142,416.00
SABMILLER PLC	7,308	20.82	152,152.56
UNILEVER PLC	9,600	18.39	176,544.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	4,600	31.29	143,934.00
SMITH & NEPHEW PLC	7,000	7.15	50,050.00
ASTRAZENCA PLC	19,000	29.71	564,490.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	37,200	11.84	440,448.00
SHIRE PLC	4,200	17.67	74,214.00
BARCLAYS PLC	164,000	3.05	501,020.00
HSBC HOLDINGS PLC	123,200	6.66	820,758.40
LLOYDS BANKING GROUP PLC	396,000	0.61	243,104.40
ROYAL BK OF SCOTLAND	121,000	0.44	53,252.10
STANDARD CHARTERED PLC	16,800	16.35	274,680.00
3I GROUP PLC	32,000	3.07	98,400.00
INVESTEC PLC	17,000	4.72	80,393.00

スイスフラン	MAN GROUP PLC	12,000	2.80	33,696.00
	AVIVA PLC	20,000	4.77	95,580.00
	LEGAL & GENERAL	132,000	1.22	161,172.00
	OLD MUTUAL PLC	104,000	1.39	144,768.00
	PRUDENTIAL PLC	18,251	7.49	136,699.99
	RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	24,000	1.38	33,168.00
	STANDARD LIFE PLC	58,000	2.44	141,926.00
	BT GROUP PLC	54,000	1.90	102,654.00
	VODAFONE GROUP PLC	369,000	1.80	664,938.00
	CENTRICA PLC	40,000	3.37	135,040.00
	INTERNATIONAL POWER PLC	10,000	3.20	32,080.00
	NATIONAL GRID PLC	24,000	5.78	138,840.00
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	6,500	12.05	78,325.00
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	4,500	5.81	26,167.50
	ARM HOLDINGS PLC	10,000	5.74	57,400.00
	計	2,647,335		12,626,750.87
				(1,694,888,769)
	GIVAUDAN-REG	220	937.50	206,250.00
	HOLCIM LTD-REG	1,800	69.30	124,740.00
	SYNGENTA (REG)	630	305.20	192,276.00
	ABB LTD	25,200	22.22	559,944.00
	GEBERIT AG-REG	300	206.50	61,950.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	500	107.10	53,550.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,300	105.90	137,670.00
	ADECCO SA-REG	3,400	63.40	215,560.00
	SGS SOC GEN SURVEILLANCE HLD	30	1,628.00	48,840.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	400	125.00	50,000.00
	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	6,900	54.65	377,085.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	320	398.60	127,552.00
	ARYZTA AG	3,200	43.85	140,320.00
	NESTLE SA-REGISTERED	24,386	51.70	1,260,756.20
	SYNTHESE INC	400	124.70	49,880.00
	NOVARTIS AG-REG SHS	14,907	50.85	758,020.95
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	4,900	131.70	645,330.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	8,000	40.14	321,120.00
	UBS AG-REG	25,708	17.74	456,059.92
	BALOISE HOLDING AG	1,800	99.80	179,640.00
	SWISS LIFE HOLDING AG	1,200	156.60	187,920.00
	SWISS REINSURANCE LTD	5,500	54.85	301,675.00
	ZURICH FINANCIAL SERVICES	1,920	265.10	508,992.00
	SWISSCOM AG-REG	600	411.10	246,660.00
	計	133,521		7,211,791.07
				(642,570,584)
スウェーデン クローナ	BOLIDEN AB	7,404	132.00	977,328.00
	SVENSKA CELLULOSE AB-A SHS	2,112	106.00	223,872.00
	SVENSKA CELLULOSE AB-B SHS	11,624	105.70	1,228,656.80
	ALFA LAVAL AB	2,000	129.50	259,000.00

	ASSA ABLOY AB-B	2,400	180.20	432,480.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	8,000	163.50	1,308,000.00
	SANDVIK AB	8,000	121.30	970,400.00
	SCANIA AB-B SHS	2,700	138.40	373,680.00
	SKANSKA AB-B SHS	3,000	128.50	385,500.00
	SKF AB-B SHARES	2,400	176.50	423,600.00
	VOLVO AB-B SHS	20,000	107.90	2,158,000.00
	SECURITAS AB-B SHS	12,000	74.70	896,400.00
	ELECTROLUX AB-SER B	1,400	161.50	226,100.00
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	7,700	206.60	1,590,820.00
	SWEDISH MATCH AB	1,800	204.80	368,640.00
	NORDEA BANK AB	40,000	70.50	2,820,000.00
	SKANDINAVISKA ENSKIL	12,000	57.25	687,000.00
	SVENSKA HANDELSBANKE	3,985	210.90	840,436.50
	SWEDBANK AB-A SHARES	18,000	110.60	1,990,800.00
	ERICSSON LM-B SHS	22,000	80.35	1,767,700.00
	TELE2 AB-B SHS	2,000	140.40	280,800.00
	TELIASONERA AB	38,374	53.95	2,070,277.30
	計	228,899		22,279,490.60
				(292,084,121)
ノルウェーク ローネ	STATOIL ASA	8,000	149.90	1,199,200.00
	SUBSEA 7 SA	2,400	140.80	337,920.00
	NORSK HYDRO ASA	6,000	44.73	268,380.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	1,450	279.80	405,710.00
	ORKLA ASA	6,000	51.35	308,100.00
	DNB NOR ASA	8,000	87.20	697,600.00
	TELENOR ASA	6,000	93.00	558,000.00
	計	37,850		3,774,910.00
				(56,208,409)
デンマークク ローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	300	788.50	236,550.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	1,200	183.00	219,600.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S	34	51,400.00	1,747,600.00
	CARLSBERG AS-B	2,400	579.00	1,389,600.00
	NOVO NORDISK A/S-B	3,000	684.00	2,052,000.00
	DANSKE BANK A/S	3,200	121.90	390,080.00
	計	10,134		6,035,430.00
				(93,247,393)
合計		4,482,189		5,189,586,376
				(5,189,586,376)

有価証券明細表注記

(注)

- 1.各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄の()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	株式 130銘柄	100.0%	46.4%
英ポンド	株式 70銘柄	100.0%	32.7%

スイスフラン	株式 24銘柄	100.0%	12.4%
スウェーデンクローナ	株式 22銘柄	100.0%	5.6%
ノルウェークローネ	株式 7 銘柄	100.0%	1.1%
デンマーククローネ	株式 6 銘柄	100.0%	1.8%

(2) 株式以外の有価証券
投資証券

通貨	銘柄	券面総額	評価額金額	備考
ユーロ	UNILEVER NV-CVA	11,600	254,272.00	
	ING GROEP N.V.T_	45,000	408,960.00	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	696	103,251.60	
	計	57,296	766,483.60	
			(88,321,905)	
英ポンド	BRITISH LAND COMPANY PLC	6,000	34,440.00	
	LAND SECURITIES GROUP	5,400	41,391.00	
	計	11,400	75,831.00	
			(10,178,795)	
合計			98,500,700	
			(98,500,700)	

有価証券明細表注記

(注)

- 1.各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄の()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.投資証券の券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

投資証券

通貨	銘柄数	組入証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 3銘柄	100.00%	89.7%
英ポンド	投資証券 2銘柄	100.00%	10.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年4月28日現在

I	資産総額	1,201,973,894	円
II	負債総額	4,607,499	円
III	純資産総額（I-II）	1,197,366,395	円
IV	発行済口数	2,162,660,228	口
V	1口あたり純資産額(III/IV)	0.5537	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとしします。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(9) その他

ファンドの受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年4月末現在	資本金	4億5,000万円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	39,163株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減		
平成18年2月8日（2億5,000万円増資）		資本金7億円
平成18年3月10日（2億5,000万円減資）		資本金4億5,000万円

(2) 経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会を設置します。取締役会は、株主総会において選任された12名以内の取締役で構成され、会社の重要な業務執行を決定し、各取締役の職務の執行について監督します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なうものとしますが、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされます。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より1名以上の代表取締役を選定します。代表取締役は、委託会社を代表し、業務執行全般を行います。

(3) 運用の意思決定プロセス

委託会社の運用部門は株式運用部門と債券運用部門に分かれており、それぞれ以下のとおり、運用の意思決定プロセスを構築しています。

① 株式運用

委託会社における株式運用は、アクサ・ローゼンバーグが独自に開発したコンピュータモデルであるポートフォリオ最適化モデルに基づき人為的な判断や恣意性を排除し意思決定がシステムティックに行なわれます。すなわち、一連の運用プロセスにおける銘柄選択、取引執行、及び、リスク管理において人為的判断を必要としておりません。

株式運用部のポートフォリオ・マネージャーは、この最適化モデルに基づく意思決定プロセスが適切に機能しているかを監視することが主な役割となります。そして、ポートフォリオ・マネージャーは、コンピュータシステム内の最適化モデルの評価・管理を行なう最高投資責任者と毎週一回定期的に運用会議を開き、運用プロセスの稼働状況の確認、パフォーマンス・レビューを行ないます。

また、アクサ・ローゼンバーグ・グループの各地域（北米、欧州、アジア・パシフィック（日本を含む））の最高投資責任者は、各地域の最高投資責任者で構成される最高投資責任者会議に参加し、定量モデルと市場環境の整合性を確認し、中長期的な運用プロセスやモデ

ルの強化などについて協議することにより、上記株式運用のポートフォリオ最適化モデルの改善・向上に努めています。

② 債券運用

委託会社における債券運用の意思決定は、委託会社が属するアクサ・インベストメント・マネージャーズ・グループのリソースが活用されます。すなわち、世界各地の運用責任者、各種アナリスト、ストラテジスト等により組織され毎月一度開催される投資政策委員会において、パフォーマンス分析、市場動向、経済指標等を考慮し、今後の市場見通しや基本的な投資方針が決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、及び、投資助言・代理業を行なっております。

- ・委託会社の運用する、平成23年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

	種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：百万円)
私募	追加型株式投資信託	20本 (内、親投資信託は9本)	52,730
公募	追加型株式投資信託	3本	1,770
	単位型株式投資信託	1本	4,327

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第23期 (平成21年3月31日)			第24期 (平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			2,581,457			2,152,825	
未収委託者報酬			43,077			43,373	
未収運用受託報酬			514,545			507,681	
未収投資助言報酬			10,673			10,964	
前払費用			19,355			15,982	
未収入金			185,351			108,460	
立替金			2,654			-	
繰延税金資産			79,560			-	
未収還付法人税等			-			47,189	
流動資産合計			3,436,676	93.9		2,886,477	96.9
固定資産							
有形固定資産	*1						
建物附属設備		85,212			71,489		
器具備品		13,502			12,878		
有形固定資産合計			98,714	2.7		84,367	2.8
無形固定資産							
ソフトウェア		1,173			668		
意匠権		170			-		
電話加入権		3,195			3,195		
無形固定資産合計			4,539	0.1		3,863	0.1
投資その他の資産							
長期前払費用		433			233		
長期差入保証金		30,380			4,780		
繰延税金資産		89,348			-		
その他		100			100		
投資その他の資産合計			120,261	3.3		5,113	0.2
固定資産合計			223,515	6.1		93,345	3.1
資産合計			3,660,192	100.0		2,979,822	100.0

期別		第23期 (平成21年3月31日)			第24期 (平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払手数料			7,145			5,114	
未払金			320,142			135,383	
未払費用			254,774			315,549	
未払配当金			-			180,600	
預り金			17,852			15,434	
未払法人税等			178,088			6,414	
未払消費税			12,797			13,189	
繰延税金負債			-			2,957	
賞与引当金			136,732			44,267	
役員賞与引当金			15,236			5,299	
その他			17,317			12,706	
流動負債合計			960,087	26.2		736,916	24.7
固定負債							
長期未払金			-			3,510	
退職給付引当金			164,256			198,237	
賞与引当金			36,303			10,470	
役員退職慰労引当金			7,347			15,496	
役員賞与引当金			-			30,256	
固定負債合計			207,906	5.7		257,971	8.7
負債合計			1,167,993	31.9		994,888	33.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			450,000	12.3		450,000	15.1
資本剰余金							
資本準備金		1,058,563			1,058,563		
資本準備金合計			1,058,563	28.9		1,058,563	35.5
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		983,635			476,371		
利益剰余金合計			983,635	26.8		476,371	16.0
株主資本合計			2,492,198	68.1		1,984,934	66.6
純資産合計			2,492,198	68.1		1,984,934	66.6
負債純資産合計			3,660,192	100.0		2,979,822	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			972,025			730,984	
運用受託報酬			2,663,439			2,127,806	
投資助言報酬			44,829			33,244	
その他受入手数料			46,742			53,599	
その他営業収益			255,932			276,485	
営業収益計			3,982,969	100.0		3,221,920	100.0
営業費用							
支払手数料			152,699			95,540	
広告宣伝費			45,686			8,344	
調査費							
調査費		53,367			67,769		
委託調査費		899,589			874,701		
調査費合計			952,951			942,470	
委託計算費			105,465			90,485	
営業雑経費							
通信費		13,333			12,634		
印刷費		17,736			8,832		
協会費		9,252			7,846		
営業雑経費合計			40,322			29,313	
営業費用計			1,297,124	32.6		1,166,154	36.2
一般管理費							
給料							
役員報酬		145,594			106,167		
役員賞与引当金繰入額		15,236			25,353		
給料・手当		531,881			520,125		
賞与		192,325			115,425		
賞与引当金繰入額		116,392			51,776		
給料合計			1,001,430			818,848	
交際費			4,678			2,499	
旅費交通費			29,725			20,595	
法定福利費			55,022			75,851	
保険料			3,278			10,921	
租税公課			14,074			10,897	
不動産賃借料			91,769			99,529	
退職金			3,006			83,000	
退職給付費用			34,097			60,359	
役員退職慰労引当金繰入額			3,731			8,149	
固定資産減価償却費			22,845			18,633	
事務委託費			525,256			392,594	
諸経費			83,544			76,608	
一般管理費計			1,872,461	47.0		1,678,289	52.1
営業利益			813,333	20.4		377,476	11.7
営業外収益							
受取利息及び配当金			122			108	
為替差益			10,708			5,544	
雑益			1,138			737	
営業外収益計			11,969	0.3		6,389	0.2
経常利益			825,352	20.7		383,865	11.9
特別損失							
固定資産除却損	*1		102			170	
特別損失計			102	0.0		170	0.0
税引前当期純利益			825,250	20.7		383,695	11.9
法人税、住民税及び事業税			387,148	9.7		143,317	4.4
還付法人税等			5,554	0.1		11,669	0.4
法人税等調整額			612	0.0		171,866	5.3
当期純利益			443,049	11.1		80,181	2.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成20年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	940,053	940,053	2,448,616	2,448,616
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 399,462	△ 399,462	△ 399,462	△ 399,462
当期純利益				443,043	443,043	443,043	443,043
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	43,581	43,581	43,581	43,581
平成21年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	983,635	983,635	2,492,198	2,492,198

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成21年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	983,635	983,635	2,492,198	2,492,198
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 587,445	△ 587,445	△ 587,445	△ 587,445
当期純利益				80,181	80,181	80,181	80,181
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	△ 507,263	△ 507,263	△ 507,263	△ 507,263
平成22年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	476,371	476,371	1,984,934	1,984,934

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物附属設備 定額法を採用しております。 器具備品 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 建物附属設備 定額法を採用しております。 器具備品 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 賞与引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 役員賞与引当金 同左

項目	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3. リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また当該資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(貸借対照表) 前会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当会計期間から投資一任契約については「未収運用受託報酬」、投資顧問契約については「未収投資助言報酬」と表示しております。 (損益計算書) 前会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当会計期間から投資一任契約については「運用受託報酬」、投資顧問契約については「投資助言報酬」と表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成21年3月31日	第24期 平成22年3月31日
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 43,192千円 器具備品 85,586千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 52,990千円 器具備品 82,744千円

（損益計算書関係）

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※ 1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	※ 1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
器具備品 102千円	器具備品 170千円

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	39,163	—	—	39,163
合計	39,163	—	—	39,163

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25 日定時株主総会	普通株式	399,462	10,200	平成20年3月 31日	平成20年6月 26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発 生日
平成21年6月26 日定時株主総 会	普通株式	587,445	利益剰余金	15,000	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月27日

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	39,163	—	—	39,163
合計	39,163	—	—	39,163

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26 日定時株主総会	普通株式	587,445	15,000	平成21年3月 31日	平成21年6月 27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
オペレーティング・リース取引 未経過リース料	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
1年内	(1) リース資産の内容
1年超	有形固定資産
合計	コピー機
476千円	(2) リース資産の減価償却の方法
—千円	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼ ロをする定額法によっております。
476千円	

（金融商品関係）**（追加情報）**

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項**（1） 金融商品に関する取組方針**

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

（2） 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収入金であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,152,825	2,152,825	—
(2) 未収運用受託報酬	507,681	507,681	—
資産計	2,660,507	2,660,507	—
(1) 未払金	135,383	135,383	—
(2) 未払費用	315,549	315,549	—
(3) 未払配当金	180,600	180,600	—
負債計	631,532	631,532	—
デリバティブ取引	—	—	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収運用受託報酬

当社の投資運用業による報酬であり、すべて短期であり、信託財産として管理されています。取引先信用リスクは存在するものの、契約書の締結を基に管理を行っているので時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金、(2)未払費用、(3)未払配当金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

（注2）満期のある金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,152,825	—	—	—
未収運用受託報酬	507,681	—	—	—
合 計	2,660,507	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付型の制度として退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 千円 退職給付債務 164,256 退職給付引当金 164,256	2. 退職給付債務に関する事項 千円 退職給付債務 198,237 退職給付引当金 198,237
3. 退職給付費用に関する事項 千円 勤務費用 34,097 退職給付費用 34,097	3. 退職給付費用に関する事項 千円 勤務費用 60,359 退職給付費用 60,359
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 76,607千円 未払費用否認 3,579千円 退職給付引当金 66,835千円 未払事業税 14,145千円 その他 7,740千円 繰延税金資産小計 168,909千円 評価性引当額 ー千円 繰延税金資産合計 168,909千円 繰延税金負債 ー千円 繰延税金資産の純額 168,909千円	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 37,455千円 未払費用否認 4,698千円 退職給付引当金 80,662千円 未払事業税 2,380千円 その他 12,510千円 繰延税金資産小計 137,707千円 評価性引当額 △137,707千円 繰延税金資産合計 ー千円 繰延税金負債 未収還付事業税 △2,957千円 繰延税金負債合計 △2,957千円 繰延税金負債の純額 △2,957千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.10% 住民税均等割等 0.28% 還付法人税等 △0.67% その他 1.91% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.31%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.64% 住民税均等割等 0.60% 評価性引当金額 35.89% 還付法人税等 △3.04% その他 △1.68% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 79.10%

（関連当事者情報）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する企業基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリス	フランス、パリ市	1,384千ユーロ	投資顧問業	—	—	投資顧問契約の再委任等	情報提供業務報酬の受取（注2）	千円 217,626	未収入金	千円 70,960
								委託調査費（注2）	123,113	未払費用	17,810
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーク・インベストメント・マネージメント・リミテッド（ユーエス）	アメリカ、オランダ市	81,659千ドル	投資顧問業	—	—	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	334,420	未収運用受託報酬	46,663
								一般管理費の支払（注2）	455,986	未払金	176,705
								委託調査費（注2）	189,969	未払費用	44,147
								一般経費の立替	179,679	未収入金	76,723
								配当金の支払	122,808	未払金	122,808
親会社の子会社	バー・ローゼンバーク・リサーチ・センター・エルエルシー	アメリカ、オランダ市	78,743千ドル	モデル開発	—	—	モデル使用料	委託調査費（注2）	454,980	未払費用	97,280
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーク・インベストメント・マネージメント・リミテッド（ユークー）	イギリス、ロンドン市	61,503千ポンド	投資顧問業	—	—	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	541,665	未収運用受託報酬	160,097
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーク・インベストメント・マネージメント・リミテッド（ダブリン）	アイルランド、ダブリン市	5,265千ドル	投資顧問業	—	—	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	397,487	未収運用受託報酬	63,435

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）情報提供業務、調査費、調査委託費、一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容または職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	チェン・リャオ	—	—	当社取締役	—	—	—	社宅家賃の負担（注1）	千円 5,740	—	千円 —

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注1）雇用契約に基づいた額を負担しております。

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 の 子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネー ジャーズ・パ リス	フラン ス、パリ 市	1,384千 ユーロ	投資顧問 業	—	—	投資顧 問契約 の再委 任等	サービス 提供業務 報酬の受 取（注 2）	千円 266,918	未収入金	千円 51,969
親会社 の子会社	アクサ・ロー ゼンバーグ・ インベストメ ント・マネジ メント・リミ テッド（ユー エス）	アメリ カ、オリ ンダ市	30,948千 ドル	投資顧問 業	—	—	投資顧問 契約の再 委任等	運用受託 報酬の受 取（注 1）	237,459	未収運用 受託報酬	48,727
								一般管理 費の支払 （注2）	347,837	未払金	110,379
								委託調査 費（注 2）	226,820	未払費用	57,351
								一般経費 の立替	30,943	未収入金	30,943
								配当金の 支払	180,600	未払配当 金	180,600
親会社 の子会社	バー・ローゼ ンバーグ・リ サーチ・セン ター・エルエ ルシー	アメリ カ、オリ ンダ市	21,998千 ドル	モデル開 発	—	—	モデル 使用料	委託調査 費（注 2）	434,755	未払費用	101,692
親会社 の子会社	アクサ・ロー ゼンバーグ・ インベストメ ント・マネジ メント・リミ テッド（ユー ケー）	イギリ ス、ロン ドン市	35,375千 ポンド	投資顧問 業	—	—	投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託 報酬の受 取（注 1）	209,334	未収運用 受託報酬	47,238
親会社 の子会社	アクサ・ロー ゼンバーグ・ インベストメ ント・マネジ メント・リミ テッド（ダブ リン）	アイル ランド、ダ ブリン市	8,192千 ドル	投資顧問 業	—	—	投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託 報酬の受 取（注 1）	200,814	未収運用 受託報酬	47,634

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）サービス提供業務、調査費、調査委託費、一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(2) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(3) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

（１株当たり情報）

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 63,636円55銭 1株当たり当期純利益 11,312円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 50,683円92銭 1株当たり当期純利益 2,047円37銭 同左
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 443,043千円 普通株式に係る当期純利益 443,043千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数 39,163株	同左 1株当たり当期純利益算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 80,181千円 普通株式に係る当期純利益 80,181千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数 39,163株

（重要な後発事象）

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第25期 中間会計期間末 (平成22年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		1,948,083
未収委託者報酬		26,199
未収運用受託報酬		380,056
未収投資助言報酬		9,763
前払費用		27,881
未収入金		70,934
未収還付消費税		2,553
その他		4
流動資産合計		2,465,477
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		73,626
器具備品		11,258
有形固定資産合計		84,885
無形固定資産		
ソフトウェア		416
電話加入権		3,195
無形固定資産合計		3,611
投資その他の資産		
長期前払費用		233
長期差入保証金		3,100
その他		100
投資その他の資産合計		3,433
固定資産合計		91,929
資産合計		2,557,406

期別		第25期 中間会計期間末 (平成22年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
未払手数料		3,547
未払金		13,343
未払費用		110,843
未払配当金		148,995
預り金		1,640
未払法人税等		13,139
繰延税金負債		2,957
賞与引当金		41,536
役員賞与引当金		4,097
その他		13,019
流動負債合計		353,120
固定負債		
長期未払金		3,134
退職給付引当金		143,733
賞与引当金		9,355
役員退職慰労引当金		17,100
役員賞与引当金		29,413
資産除去債務		13,958
固定負債合計		216,696
負債合計		569,816
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		450,000
資本剰余金		
資本準備金		1,058,563
資本剰余金合計		1,058,563
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		479,026
利益剰余金合計		479,026
株主資本合計		1,987,590
純資産合計		1,987,590
負債・純資産合計		2,557,406

(2) 中間損益計算書

期別		第25期 中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		265,667
運用受託報酬		612,386
投資助言報酬		19,076
その他受入手数料		24,073
その他営業収益		104,701
営業収益合計		1,025,905
営業費用		430,519
一般管理費	*1	576,345
営業利益		19,039
営業外収益		1,549
営業外費用		13,292
経常利益		7,297
特別利益		
賞与引当金戻入益		6,386
退職給付引当金戻入益		5,631
特別利益合計		12,017
特別損失		
資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額		4,393
特別損失合計		4,393
税引前中間純利益		14,921
法人税、住民税及び事業税	*2	9,927
過年度法人税等		2,337
中間純利益		2,655

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株主資本		第25期中間会計期間 （自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日）
資本金		
前期末残高		450,000
当中間期末残高		450,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		1,058,563
当中間期末残高		1,058,563
資本剰余金合計		
前期末残高		1,058,563
当中間期末残高		1,058,563
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		476,371
当中間期変動額		
中間純利益		2,655
当中間期変動額合計		2,655
当中間期末残高		479,026
利益剰余金合計		
前期末残高		476,371
当中間期変動額		
中間純利益		2,655
当中間期変動額合計		2,655
当中間期末残高		479,026
株主資本合計		
前期末残高		1,984,934
当中間期変動額		
中間純利益		2,655
当中間期変動額合計		2,655
当中間期末残高		1,987,590
純資産合計		
前期末残高		1,984,934
当中間期変動額		
中間純利益		2,655
当中間期変動額合計		2,655
当中間期末残高		1,987,590

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 建物附属設備 定額法を採用しております。 器具備品 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 当該資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のため基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	第25期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
資産除却債務に関する会計基準等の適用	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益については565千円、及び税引前中間純利益については4,959千円、それぞれ減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	63,763千円
器具備品	84,243千円

（中間損益計算書関係）

	第25期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	
建物附属設備	7,427千円
器具備品	1,607千円
無形固定資産	
ソフトウェア	252千円
*2. 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	39,163	-	-	39,163
合計	39,163	-	-	39,163

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引 （借主側）	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
（1）リース資産の内容	
有形固定資産	コピー機（器具備品）
（2）リース資産の減価償却の方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,948,083	1,948,083	—
(2) 未収運用受託報酬	380,056	380,056	—
資産計	2,328,140	2,328,140	—
(1) 未払費用	110,843	110,843	—
(2) 未払配当金	148,995	148,995	—
負債計	259,838	259,838	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(3) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 未収運用受託報酬

当社の投資顧問業による報酬であり、すべて短期であり、信託財産として管理されています。取引先信用リスクは存在するものの、契約書の締結を基に管理を行っているので時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(2) 未払費用、(2) 未払配当金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第25期中間会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	13,835千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	--
その他	123千円
	<u>123千円</u>
当中間会計期間末残高	<u>13,958千円</u>

(注) 「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

[セグメント情報]

第25期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	投資顧問業	付随業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	265,667	612,886	104,701	43,149	1,025,905

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位： 千円)

日本	フランス	その他	合計
719,171	124,064	182,670	1,025,905

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 千円)

	AXA IM Paris
外部顧客への営業収益	124,064

上記以外にも単一の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、顧客との守秘義務により記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第25期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
1株当たり純資産額	50,751円73銭
1株当たり中間純利益	67円80銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
1株当たり当中間純利益算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,655千円
普通株式に係る中間純利益	2,655千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	39,163株

(追加情報)

第25期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

アクサ・ローゼンバーグ・グループ（持株会社であるアクサ・ローゼンバーグ・グループ・エルエルシー、及びバー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・エルエルシーと当社を含む同持株会社傘下の法人を指します。）傘下のバー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・エルエルシーが開発した株式を対象とする運用モデル上のプログラム・エラーが存在し、当社が同運用モデルを使用して運用を行う顧客の契約資産の運用成果に影響があった可能性があることが判明し、平成22年12月24日現在その影響等に関する調査を実施しています。当社では、上記事象に起因して、顧客等に対して補てん等による措置を講ずる可能性があります。平成22年12月24日現在ではその金額は確定しておりません。ただし、それらの措置を講ずるための財政的な基盤については、バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・エルエルシーから相当額の負担の合意を取り付けているため、当社の損益には重要な影響を与えるものではないと考えております。

(重要な後発事象)

第25期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年９月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年９月末現在)	事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）親投資信託運用の運用委託先（参考情報）

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
アクサ・ローゼンバーク・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）	732百万円	英国法に基づき設立され、資産運用業を営んでおります。

（注）英ポンドの円換算は、平成23年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝131.805円）によります。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの投資信託受益権の募集及び販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務、目論見書・運用報告書等の交付、等を行ないます。

(3) 親投資信託運用の運用委託先（参考情報）

委託者から、当ファンドの主要投資対象である親投資信託の運用の指図に関する権限の委託をうけ、当該親投資信託の運用を行ないます。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 親投資信託運用の運用委託先（参考情報）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙又は裏表紙に、
 - ① 委託会社の名称、所在地並びに販売会社の名称を記載することがあります。
 - ② 委託会社、当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
 - ③ ファンドの形態等を記載することがあります。
 - ④ 図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部又は一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とならないこと。
 - ② 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではないこと。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様が負うこと。
 - ④ 委託会社の情報提供窓口

[委託会社]

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号（代表） 03-5447-3100

（9：00～17：00 土、日、祝日は除きます。）

- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」を要約し、「ファンドの概要」などとして、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月13日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ 欧州株式ファンドの平成22年3月11日から平成23年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ 欧州株式ファンドの平成23年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奈良昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月24日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 奈 良 昌 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ 欧州株式ファンドの平成21年3月11日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ 欧州株式ファンドの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。